

入 札 説 明 書

米子市掲示第43号に係る入札公告（以下「公告」といいます。）に基づく入札等については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明によるものとします。

- 1 公告日 令和6年12月19日（木）
- 2 契約者 米子市
- 3 担当部課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総務部契約検査課（電話0859-23-5366）

4 入札物件

元西原駐在所敷地

- ア 所在地 米子市淀江町西原字北五軒屋930番1
- イ 地 目 宅地
- ウ 面 積 211.15平方メートル
- エ 都市計画区域 都市計画区域
- オ 用途地域 非線引き
- カ 指定建ぺい率 70パーセント
- キ 指定容積率 400パーセント

5 売払方法 一般競争入札

6 予定価格

2,829,410円

7 契約条項を示す場所及び日時

（1）場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課

（2）日時

令和6年12月19日（木）から令和7年1月24日（金）までの日の午前9時から午後4時まで（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）とします。

8 入札参加申込みの期限及び場所

（1）入札参加申込期限

令和7年1月24日（金） 午後4時

（2）入札参加申込場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課

（3）提出書類等

ア 入札参加申込書（別添の市指定様式のもの）

イ 市税等納付確認同意書（別添の市指定様式のもの）

ウ 役員等調書兼照会承諾書（別添の市指定様式のもの）

エ 商業登記簿の登記事項証明書又はその写し（法人の場合のみ）

※申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

オ 身分証明書（個人の場合のみ）

※当該個人が成年被後見人又は破産者でないことの本籍地の市町村長（特別区の長を含みます。）の身分証明書で、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。この身分証明書は、上記内容を証明するもので本籍地の市町村で発行するものを指し、一般的に言われる本人であることを証明する運転免許証、パスポート等を意味するものではありませんので、ご注意ください。

※この入札参加申込みをされなければ、入札に参加することはできません。

※市税等の滞納がない方でなければ、原則として契約はできません。

※所有権の共有を希望する場合は、連名でお申込みください。

9 入札に参加できない方

次の方は、入札に参加することができません。

（1）未成年者

（2）成年被後見人

- (3) 被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (4) 被補助人
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

※この条文は、本入札説明書末尾に記載してあります。

10 入札保証金

- (1) 入札執行の当日、入札保証金として入札金額の100分の10以上に相当する額の現金又は小切手（銀行、信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、米子手形交換所加盟金融機関を支払人とするものに限る。）をもって、米子市の定める納付書（以下「納付書」といいます。）とともに、納付者の氏名（法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名。以下同じ。）を記載した封筒に入れ、納付してください。
- (2) 納付書に記載する金額は算用数字とし、入札保証金であること並びに住所及び氏名を記載して、押印してください。
- (3) 入札金額に対して入札保証金の額が不足した場合は、当該入札者のした入札は、無効とします。
- (4) 既に納付した入札保証金の額の変更は、認められません。

11 入札の方法

郵送又は電送による入札は、認められません。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年2月13日（木） 午後1時30分から

(2) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階 202会議室

13 入札物件に係る現地説明会

(1) 日時

令和7年1月16日（木） 午前10時30分

（2）場所

入札物件所在地

（3）申込期限及び申込先

入札物件に係る現地説明会への参加を希望される方は、令和7年1月15日（水）午後4時までに、米子市総務部契約検査課に申し込んでください。

電話申込み可（0859-23-5366）

1.4 入札の手順

（1）持参物

ア 入札書及び封筒（市指定様式のもの）

※市指定の封筒は、入札日当日の受付時にお渡しします。

イ 委任状（代理人が入札する場合）

ウ 印章（代理人の場合は、代理人の印章。なお、ゴム製のものは、不可）

エ 筆記用具（鉛筆不可）

オ 辞退する場合の辞退届用紙

カ 入札保証金

（2）入札書・委任状・辞退届の記入方法

別紙記載例のとおり

（3）落札者の決定

ア 予定価格を上回る入札金額のうち、最高価格を提示された方を落札者とします。

※予定価格とは、市の売却希望となる最低価格のことです。

イ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

ウ 落札結果（落札者名、落札金額等）は、入札後に一般に公開する場合がありますので、ご了承ください。

（4）その他の留意事項

- ア 入札開始時刻までに入札場所に参加できなかった方は、入札に加わることはできません。
- イ 入札者が1人であっても、入札を執行します。
- ウ 入札書には、記名押印をしてください。
- エ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。
- オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。
- カ 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効となります。
- キ 2人以上の入札者の代理をした者の入札は、無効となります。
- ク 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限り）を提出してください。申込者が連名の場合で、いずれか1人が入札に参加する場合も、委任状が必要になります。
- ケ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。
- コ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき執行します。

1.5 入札後の留意事項

- (1) 落札者が決定し次第、落札者以外の入札保証金は、返還します。この場合において、利子は付けません。
- (2) 落札者は、令和7年2月25日（火）までに、契約を締結しなければなりません。
- (3) 市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいいます。）の滞納がない者でなければ、原則、契約の相手方としません。
- (4) 落札者が納付する契約保証金は、売買代金の100分の10以上の額とし、落札者が納付した入札保証金をこれに振り替えるものとします。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、返還しません。
- (5) 落札者は、契約締結の日から20日以内に、売買代金の全額を納付してください。この場合において、契約保証金は、返還します。ただし、返還する契約保証金には、利子は付けません。また、売買代金の一部に契約保証金を充当することができるものとし、その場合には、申出の上、売買代金の全額から契約保証金の額を控除した額を納付してください。

- (6) 契約の締結に要する費用及び所有権移転の登記に要する費用は、落札者の負担とします。ただし、所有権移転の登記は、米子市が行います。

1 6 契約上の特約

落札者は、入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならないものとします。

1 7 お問合せ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部契約検査課 電話0859-23-5366

<参考> 地方自治法施行令第167条の4第2項

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

〈位置図〉

